

三重県内での教育旅行を実施する学校に 旅行代金の一部を支援します！

～ 県内教育旅行促進支援金のご案内～

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することにより、県内の観光地が直面している苦しい状況を踏まえ、県内観光関連事業者の早期回復を支援するとともに、県内の子どもたちが自然や歴史・文化等をはじめとする県内各地域の魅力を再発見し愛着を高められるよう、県内の学校が県内を目的地として実施する教育旅行に対する支援を行います。

(申請受付、審査業務全般に関しては「みえ観光の産業化推進委員会」からの委託を受け、株式会社JTB三重支店が行います。)

対象地域: 三重県内全域

対象となる教育旅行: 南部地域以外を目的地とする教育旅行全般

児童・生徒1人あたり 1,000円～5,000円

(学校の所在地域と教育旅行の実施地域、宿泊の有無により変動します。)

受付期間: 令和4年4月1日(金)～令和5年1月10日(火) 17時

申請はメールのみ

(新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から持参による提出はお控えください。)

提出された申請書を審査のうえ、採択校を決定します。

本支援金においては、事後申請を一切認めておらず、事後承認は一切行っておりません。必ず当該教育旅行の**実施までに**申請を行い、承認を受けたいうで、旅行を実施していただきますよう、お願いします。(できる限り、当該教育旅行を実施する2週間前までに申請をお願いします。申請の流れについては、「6 申請に係る手続き」をご覧ください。)

1 支援対象者

三重県内の学校(学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校(小中一貫)、高等学校、中等教育学校(中高一貫)、特別支援学校及び高等専門学校)又は三重県内の学校から依頼を受けて教育旅行を企画、実施する旅行業者等となります。

2 支援対象事業

三重県内の学校が学校行事として企画し、令和4年4月から令和5年2月までの間に校外で実施する修学旅行、自然教室、社会見学、遠足等で、三重県内において実施する教育旅行全般(「南部地域体験教育旅行促進事業費補助金」の対象となる南部地域を目的地とした教育旅行を除く。)

教育旅行の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を十分行っていただきますよう、お願いします。

複数回実施する場合は、実施期間(旅行)ごとに申請が必要です。

3 受付期間

令和4年4月1日(金)から令和5年1月10日(火) 17時まで

4 支援金額

学校の所在地域と教育旅行の実施地域、宿泊の有無により変動します。

| 支援対象者区分 | 支援対象者区分 | | 支援事業区分 | 参加児童生徒1人あたりの支援金額 |
|----------------------------|---------|----------|--------------------|------------------|
| | 学校所在地域 | 教育旅行実施地域 | | |
| 1 学校所在地域と教育旅行実施地域が同一地域内の学校 | 北勢 | 北勢 | 日帰りの教育旅行 | 1,000円 |
| | 中勢 | 中勢 | | |
| | 伊賀 | 伊賀 | | |
| 2 学校所在地域と教育旅行実施地域が隣接地域内の学校 | 北勢 | 中勢、伊賀 | 日帰りの教育旅行 | 1,500円 |
| | 中勢 | 北勢、伊賀 | | |
| | 伊賀 | 北勢、中勢 | | |
| | 伊勢志摩・紀勢 | 中勢 | | |
| 3 上記を除く県内の学校 | 伊勢志摩・紀勢 | 北勢、伊賀 | 日帰りの教育旅行 | 2,000円 |
| | 東紀州 | 北勢、中勢、伊賀 | | |
| 4 県内の学校 | | | 県内での1泊以上の宿泊を伴う教育旅行 | 上記単価に3,000円を加算 |

地域区分は、以下のとおりです。

北勢...桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町

中勢...津市、松阪市、多気町、明和町

伊賀...伊賀市、名張市

伊勢志摩・紀勢...伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、大台町、大紀町

東紀州...尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

[注意事項]

実際に教育旅行に参加した児童・生徒数を対象とし、**教員、カメラマン、看護師等は除きます。**

市町補助金や「GoToトラベル事業」、「みえ得トラベルクーポン事業」との併用を妨げません(旅行代金を超えない範囲内)。

ただし、県の他の補助金(「南部地域体験教育旅行促進事業費補助金」等)との併用は、不可です。

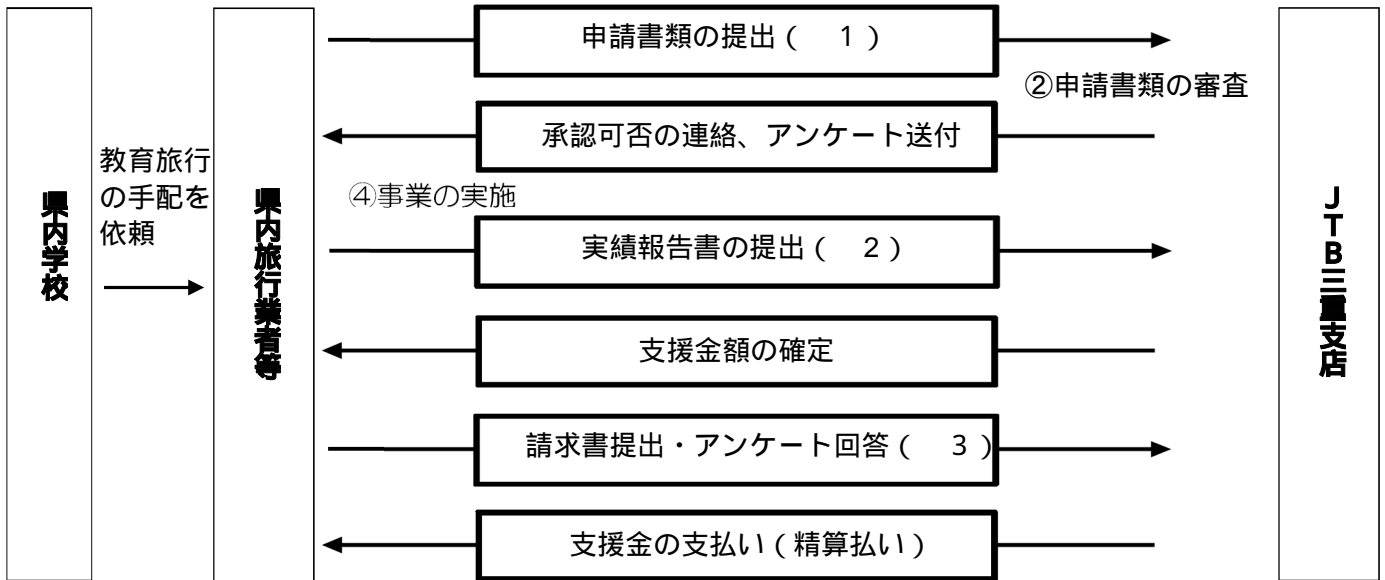
5 申請に必要な書類

様式は、JTB三重支店ホームページからダウンロードしてください。

JTB三重支店HP: <https://branch.jtbbwt.com/j5773-0>

また、JTB三重支店ホームページからダウンロードできない場合は、返信用封筒(角型2号サイズ)に切手(140円)を貼付のうえ、下記提出先まで郵送いただければ、必要書類一式を返送いたします。

6 申請に係る手続き



(1)

できる限り、当該教育旅行を実施する2週間前までに申請をお願いします。

支援金申請は、「令和4年度県内教育旅行促進支援金申請書兼承認書」(第1号様式)をご利用ください。

事後申請は一切不可となりますので、必ず旅行実施前に申請を行い、承認を受けたうえで、旅行を実施してください。

(2)

旅行実施後、1か月以内に報告をお願いします。

実績報告は、「令和4年度県内教育旅行促進支援金実績報告書兼確定通知書」(第2号様式)をご利用ください。

各項目の合計金額を人数で頭割りした時の単価が割り切れない場合、小数点以下は切捨てとなります。

例:生徒35名が参加

バス代33,000円 ÷ 35名 = 942.85円 1人あたり942円 (小数点以下は切捨て)

(3)

請求書は、原本をJTB三重支店にご郵送ください。

毎月25日までにJTB三重支店に到着した請求書(不備がないものに限る。)に係る支援金を、翌月15日までに指定口座に振り込みます。

教育旅行実施後、簡単なアンケートにご協力をお願いします。

【その他注意事項】

各種申請・報告は、メールのみでの受付とさせていただきます(申請書・報告書の原本は、郵送不要です)。

変更・取り下げ・旅行中止申請は、「令和4年度県内教育旅行促進支援金(変更・取り下げ・旅行中止)申請書」(第3号様式)をご利用ください。

当初申請時より参加人数が増加する場合は、必ず旅行実施前に変更申請書(第3号様式)をご提出いただき、承認を受けたうえで、旅行を実施してください。

参加人数増加の申請を旅行実施後にいただいた場合、増加分については、支援金の対象外となりますので、ご注意ください。

実施予定の旅行が延期となり、延期後の実施日が未定の場合、変更申請書(第3号様式)にその旨を記載し、ご提出ください。

延期した旅行の日程が確定しましたら、必ず旅行実施前に、当初の承認番号を記載のうえ、改めて変更申請書(第3号様式)をご提出いただき、承認を受けたうえで、旅行を実施してください。

7 留意事項

- ・支援金の支払いについては、事業実施後の精算払いとします。
- ・申請内容に事実と異なる記載があった場合や不適正な経理があった場合は、支援金の返還を求める場合があります。

< 申請書の提出先 > **各種申請・報告はメールのみでの受付とさせていただきますので、ご注意ください。**

〒514-0004 三重県津市栄町3-143-1 笠間第2ビル2階

JTB三重支店 県内教育旅行促進支援金 係

E-mail: mie_5773@jtb.com (提出期限:令和5年1月10日(火)17時まで)

メールの件名は「(学校名)県内教育旅行支援金申請」としてください。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、持参による提出はお控えください。)

< お問合わせ先 >

JTB三重支店 県内教育旅行促進支援金 係 担当:本多、奥村、布村、小林

TEL:059-228-0203 FAX:059-224-9831 (受付時間:9:30~17:30)

定休日:土・日・祝日、12月29日(木)~1月4日(水)は休業日